

中小企業技術革新制度（SBIR）の概要

「中小企業技術革新制度」とは、技術開発力を有する中小企業を活性化し、独自性を有する事業活動を促進することにより、新規産業・雇用の創出を強力に進めるために創設されました。

関係省庁が連携し、新産業の創出につながる新技術の開発のための補助金・委託費等について、中小企業者への支出の機会の増大を図り、その事業化を一貫して支援するため、債務保証に関して枠の拡大や担保・第三者保証人が不要な特別枠等の措置を講じています。

1. 制度の概要

国等の研究開発予算の中小企業者等への支出の機会の増大

対象となる国等の研究開発予算

国や独立行政法人の研究開発予算の中から、「基本方針」に照らして適切な研究開発委託費や補助金等（「特定補助金等」）を指定します。

「基本方針」とは、経済産業大臣が関係省庁と協議し、中小企業による特定補助金等の成果を利用した新たな事業の創出の促進に関する事項や特定補助金の内容に関する事項等を作成し、公表するものです。

特定補助金等の中小企業への支出の目標額等の策定

国は中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るために、毎年度、「特定補助金等」の交付に関する支出の目標額と目標達成のために講ずる措置を閣議決定します。

「特定補助金等」による多様な技術開発支援

特定補助金等には多様な予算があり、フェージビリティ・スタディの段階から研究開発の段階まで、また、対象分野も多岐にわたり、技術開発を幅広く支援します。

「特定補助金等」により行った研究開発成果の事業化の支援

「特定補助金等」の交付を受けた中小企業者（「特定中小企業者」）及び「特定補助金等」の交付を受けた事業を営んでいない個人で、「特定補助金等」により研究開発した成果を利用した事業活動を行う場合には、以下の支援措置が受けられます。

中小企業信用保険法の特例

新規事業開拓保険制度において、債務保証額の拡大や担保、第三者保証人が不要な特別枠を利用することができます。

問い合わせ先：全国信用保証協会連合会 TEL 03-6823-1200

日本政策金融公庫の特別貸付制度

経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方への特別貸付

制度名：新事業活動促進資金

対象資金：事業に使用する設備投資及び長期運転資金

貸付限度：7,200万円以内（運転資金4,800万円以内）

固定金利型貸付

貸付期間：設備資金15年以内

運転資金5年以内

実績連動金利型貸付

貸付期間：設備資金・運転資金7年

中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社からの投資対象について、下記の場合であっても投資を受けることができるようになります。

- ・ 資本金の額が3億円を超える株式会社を設立する場合等

小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

貸与機関が実施する小規模企業設備資金制度の貸付割合を2分の1から3分の2へ拡充。

特許料等の軽減

特定補助金等の交付を受けて行う研究開発事業の成果における発明特許について特許料等を減免する措置を講じます。

軽減内容

- ・ 審査請求手数料を1/2に軽減
- ・ 特許料(第1年から第3年)を1/2に軽減

研究開発事業終了後2年以内に出願されたものに限りです。

国や関係機関への入札への参加機会の特例

特定補助金等の交付を受けた中小企業者については、参加しようとする入札物件と同等以上の仕様の物件を製造できることなどを証明できれば、入札資格のランクに関らず入札参加が可能となる特例措置があります。

特定補助金等の交付を受けた中小企業者の技術力をPRするデータベース

特定補助金等の交付を受けた中小企業者それぞれに専用ページを設け、その中小企業者がそこに研究開発成果やその事業化・商品化情報などを自由に掲載し、PRすることができます。

2. SBIR 制度のスキーム図

